

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 475

平成20年 7月 7日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

マーケティング

経産省もネット商店街に乗り出す 小規模農家などの販路拡大を応援

ネット商店街に出店するテナントは最大手の楽天で6万社、商品数2,058万点。電子商取引の市場規模は約4.4兆円(07年経産省調査)。この巨大市場の一角に経済産業省が「にっぽんe物産市」というネット商店街を開設する。国が応援するeマーケティングという点でその成否が注目されている。

目的は地方の小規模農家など年商の低い生産者を集めて販路拡大を助け、地域活性化に繋げる。小規模事業者にとって楽天など民間のネット商店街の年間30万円という出店料は負担となるため、e物産市は年間1万円程度に低く抑えるのが最大の魅力。このことから、営業行為ではないものの先行している民業を圧迫しているとの声も聞かれるが、経産省にとって地方経済の活性化は長年の課題であったことも事実。この新事業が中小事業者のインキュベーター(ゆりかご)の役割を担うという期待もある。

e物産市の運営は、まず生産者と顧客(百貨店、スーパー、外食産業、消費者)をつなぐポータルサイトを構築し、サイト運営業者を公募で選ぶ。運営業者は全国から生産者を発掘し、顧客につなぐ。顧客は生産者と直接契約し、決済する。食品偽装問題が頻発する中で物産の「安全・安心・良質」が担保されるとなれば新たなマーケットが誕生する。第1号の運営業者は6月、8件の公募から全国のスーパーが加盟する(社)日本セルフサービス協会に決まった。

税務会計

税務訴訟での国側の敗訴は14.2% 処理・訴訟の終結全体では1割強

国税庁・国税不服審判所がこのほど公表した不服の申立て及び訴訟の概要によると、今年3月までの1年間(2007年度)に納税者の主張が何らかの形で認められた割合は、全体を通して1割強という結果になった。

税務署への異議申立ての発生件数は4,690件あり、処理件数は4,956件だった。このうち、「一部取消」476件、「全部取消」79件で、納税者の主張が一部でも認められたケースは555件となり、処理件数全体に占める割合(救済割合)は前年度を1.0ポイント上回る11.2%を記録している。

税務署の処分を不服とする国税不服審判所への審査請求の発生件数は2,755件、処理件数は2,404件。このうち、「一部取消」が212件、「全部取消」が92件で、納税者の主張が一部でも認められた割合は12.7%と、前年度より0.4ポイントの微増となった。

その一方で、訴訟となったものは345件であった。終結した387件のうち、「国の一部敗訴」は25件、「同全部敗訴」は30件となり、国側の敗訴割合は14.2%と、前年度に比べ3.7ポイントの減少となっている。

これらの結果、2007年度中に異議申立て・審査請求・訴訟を通して納税者の主張が一部でも認められたものは、処理・訴訟の終結件数の合計7,747件のうち914件で、その割合は11.8%と、前年度に比べ0.3ポイント増加している。

今週のキーワード

インキュベーター

乳児を育てる保育器、小鳥を孵す孵化器の意味で、転じてベンチャービジネス等小規模企業を助ける機関や団体のこと。支援は経営アドバイス、資金調達へのアクセス提供、ビジネス・技術サービスへの橋渡し、オフィスやIT機器のレンタルなどのハード・ソフト両面からのバックアップが特徴。同様に金融面でのベンチャーキャピタル、政府のベンチャー支援制度等がある。今回のe物産市の成否は先行する民間商店街にない付加価値のある商品発掘力がカギとみられる。